

鹿児島県工事成績評定要領の2018年2月改定のあらまし 総合版

1	改定の概要	3
2	人による評価のバラツキの解消	4
	(2-1) 評価対象項目の統一とスロープ状配点の導入	4
	(2-1-1) 導入の目的と効果	4
	(2-1-1) 一部の例外	5
	(2-1-2) 評価対象項目の内容の見直し	5
	(2-2) 個人の印象による評定の排除	5
3	県内の実情に合わせた改善	6
4	改定前後の変化の予測	7
5	休日の確保に対する評価	8
	(5-1) 定義	8
	(5-1-1) 実働期間内の週の数	8
	(5-1-2) 工事着手日と現場着手日	8
	(5-1-3) 完成届出日	9
	(5-2) 評定の手続き	9
	(5-2-1) 工事打合簿に基づいた評定	9
	(5-2-2) 週休2日の取組みに対する評定	10
	(5-2-3) 4週4休の取組みに対する評価	10
	(5-2-4) 工事成績評定上の週休2日	10
	(5-2-5) 土木総合システムへの入力	11
	(5-2-6) 現場を閉所しない場合の扱い...1/2 閉所できるが、閉所しない週	12
	(5-2-7) 現場を閉所しない場合の扱い...2/2 昼夜連続施工（トンネルなど）を行う週	13
	(5-2-8) 【参考】 国土交通省の直轄工事の実態	13
6	移行の手続き	14
	(6-1) 適用日	14

(6-2) これから完成する工事の扱い.....	14
(6-3) 日付の区分.....	14
(6-4) 発注者の手続き.....	14
(6-5) 入力方法.....	14
(6-6) 例外.....	14
7 その他の改善.....	15
(7-1) 多工種の工事に対する評価方法の改善.....	15
(7-2) 端数処理の改善.....	15
8 スケジュールと周知.....	15
平成29年度.....	15
平成30年度.....	15

1 改定の概要

鹿児島県の環境林務部、農政部及び土木部の工事監査は、工事成績評定要領の一部を約8年ぶりに改定します。

現行の考査項目は、2010年に国土交通省のものをベースに制定されたものですが、その一部が県内の施工規模に合っていないこと、受注者から善処を求める意見が寄せられていること及び政府の働き方改革に合わせて、休日の確保に関する取組みを後押しする必要があることなどから、改定することにしました。

改定に関する年次計画は次表のとおりです。

課題	H28年度	H29年度	H30年度
法令遵守等の違反に対する規定の不備	①「工事事故に対する減点のフローチャート」を作成し、処分内容の統一を図った。 ②評定要領を改正し、違反の事実が発覚した時点で、再評定を行うこととした。		
評定結果に対する受注者の不満	①評価者の感覚によって評点が上下する。 ②難易度に差がある工事であっても、同じ80点となることが多い。 ③評定の仕組みが複雑で、ブラックボックスになっている。	評定システムを改善する。 ①②評定者の裁量の幅を減らし、統一された評価項目に基づいて評定する。 ③合理的でシンプルな計算方法に変更する。	
	働き方改革の趣旨を踏まえ、休日の確保の取組みを後押しする。	休日確保の実現度に応じて加点を行う。	
	時勢に合わなくなった評価項目がある。		項目の見直しを行う。

2 人による評価のバラツキの解消

現行の評定要領は、評定者の裁量の幅が大きく、これがバラツキの原因となっていたと
思われますので、次の点を改善します。

(2-1) 評価対象項目の統一とスロープ状配点の導入

(2-1-1) 導入の目的と効果

これまでは、評定者が、その工事について評価対象項目を自由に選択できるようになっ
ていましたが、改定案では、評価対象項目を固定して、個人差がでないようにします。

同時に、1つの評定項目について大きく3段階(a,b,c)のランクで評価する方式を改め、
達成した項目数に比例して細かく加点する「スロープ状配点」の方式を導入します。

簡単に言うと、現場の難儀(汗)の数を点数に換算して積み上げる方式に変わります。

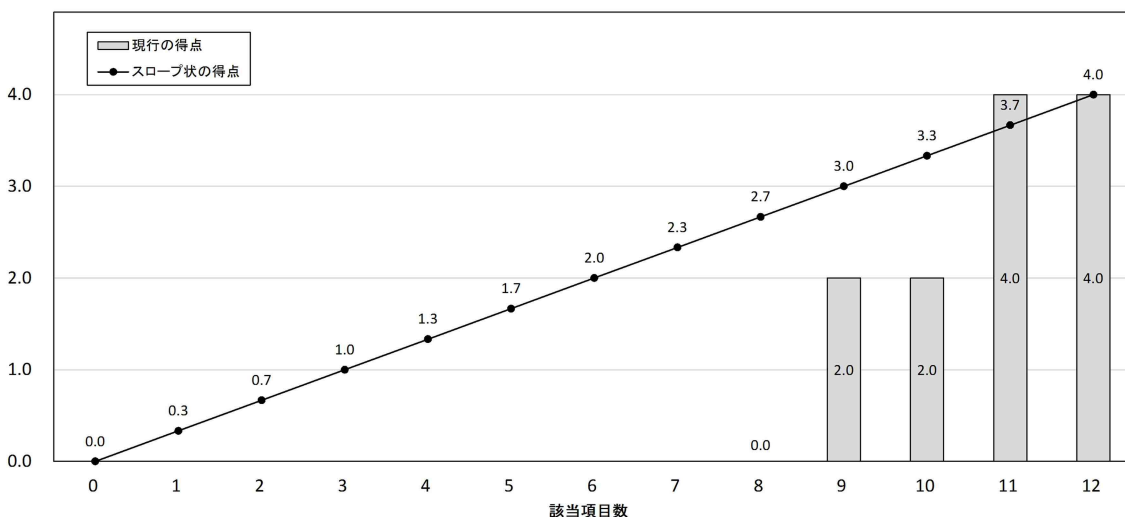
この結果、これまではc評価として切り捨てられていた点数も、ていねいに拾って評価さ
れます。

一方、評価対象項目が固定されたことにより、工事の内容によって相対的な差が生ま
れることも事実です。

難度が高く、難儀(汗)の数が多い工事ほど、評価対象項目が多いので、達成数の可
能性が増えますが、逆に難度が低い工事では、達成数の可能性が頭打ちになりま
す。

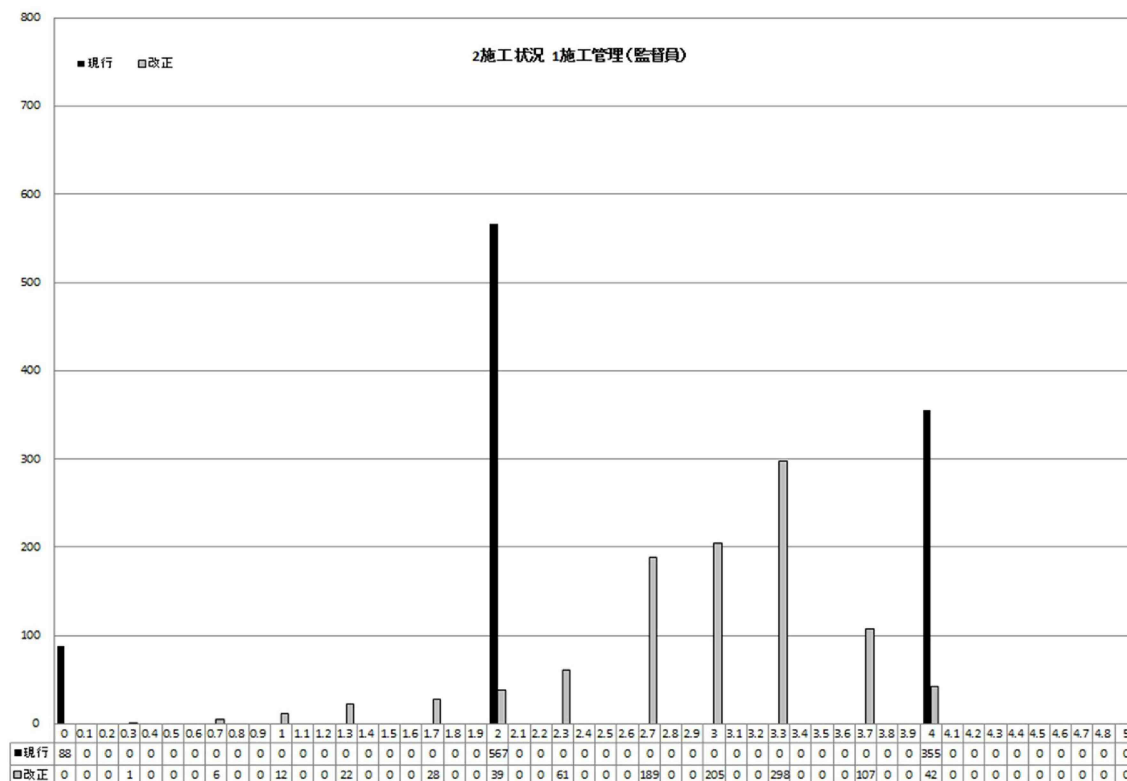
結果として、気遣いの多い市街地の土木一式工事や災害復旧工事がやや高めの評
価され、ブロック製作などの単一工種工事がやや低めに評価されることとなります。

点数 図2-1 スロープ状配点の模式図 監督員が評定する「施工状況」の「施工管理」の場合



該当項目数 n		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
評価値 (n/12)	現行	0.0	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0
ランク	現行	c	c	c	c	c	c	c	c	c	b	b	a	a
現行の得点	現行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	4.0	4.0
スロープ状の得点	改定	0.0	0.3	0.7	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.7	3.0	3.3	3.7	4.0

図2-2 現行の計算方法とスロープ状配点による計算方法の比較シミュレーション
平成28年度に完成した土木一式工事(災害復旧工事を含む1,011工事からd評価1件を除く)



(2-1-2) 一部の例外

審査項目3の「出来形出来ばえ」においては、一部の工種(※1)で、従来の評価方式を維持されます。

※1 種類の異なる小工種で構成される複合工種。例えば「鋼橋」「砂防」「法面」「舗装」「港湾」など

(2-1-3) 評価対象項目の内容の見直し

現行の評価対象項目には時勢に合わなくなったものや、漠然としたもの(※2)があります。これらの改定とスロープ状配点の導入を同時にすると、混乱が生じる懸念があるため、今年度は評価対象項目の変更は行いませんでした。

評価対象項目の内容の見直しは、平成30年度に行うことを予定しています。

※2 例えば「全体的な美観がよい」「コンクリート建造物の通りがよい」など

(2-2) 個人の印象による評定の排除

これまでは、評定者の個人的な印象のみで評価を行う項目(※3)がありましたが、改定案では、評価対象項目の達成率に比例して加点する「スロープ状配点」の方式にして、個人差がでないようにします。

※3 例えば、総括監督員が評価する「工程管理」、「安全対策」、「地域貢献」など

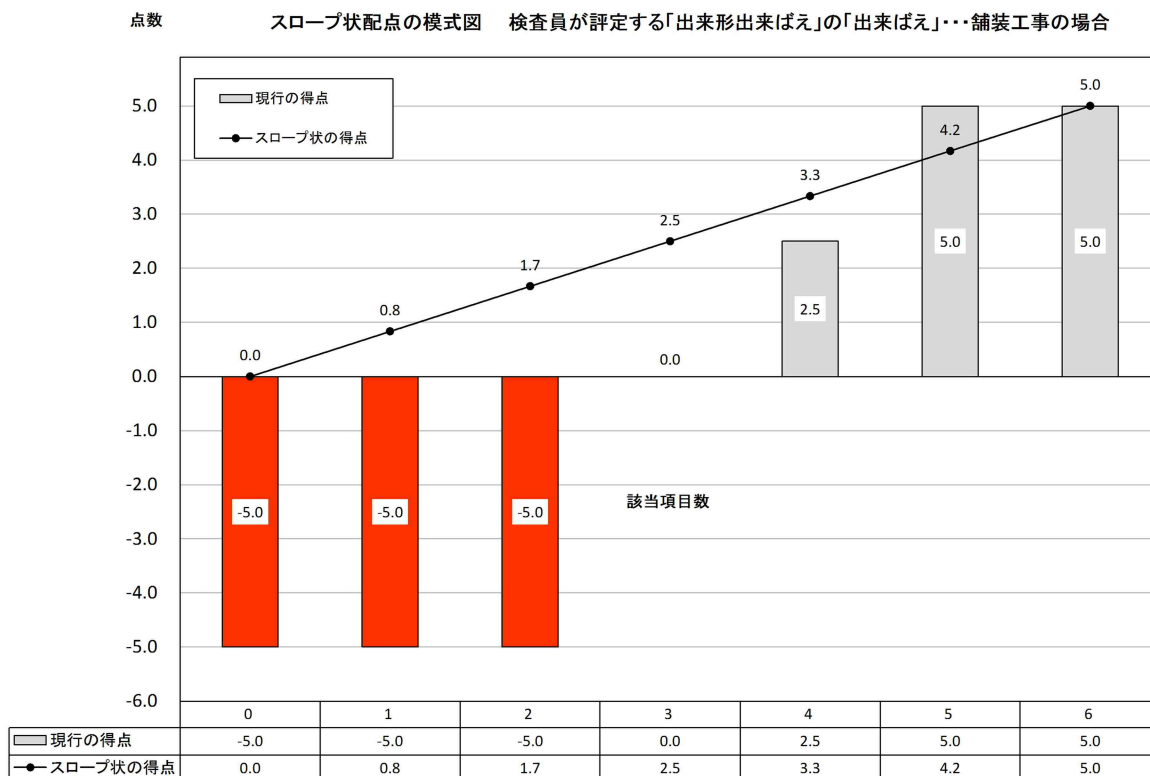
3 県内の実情に合わせた改善

これまででは、工事目的物の「出来ばえ」に対する評価は、要求レベルが高いものとなっていました。

例えば、舗装工事の場合、6項目のうち4項目で「良い」がなければ加点はなく、これが2項目以下の場合(いわゆる普通の場合)は-5点の減点となっていました。

改定案では、0点を基準としたスロープ状配点を導入して、「良い」の数に比例して加点します。

結果として、出来ばえに、マイナス点はなくなります。



4 改定前後の変化の予測

平成28年度に完成した土木部発注の土木一式工事に関する評価データを用いて、改定前後の変化を検証したところ、次の結果となりました。

【現行】

統計学上、多数の集団における頻度分布は、平均値を中心とした左右対称の正規分布(下図の実線)になるはずですが、現実の工事数(黒色棒)は、80, 81, 84点が突出して多く、75,76,77,79点が少ない、という状況です。

【改定後】

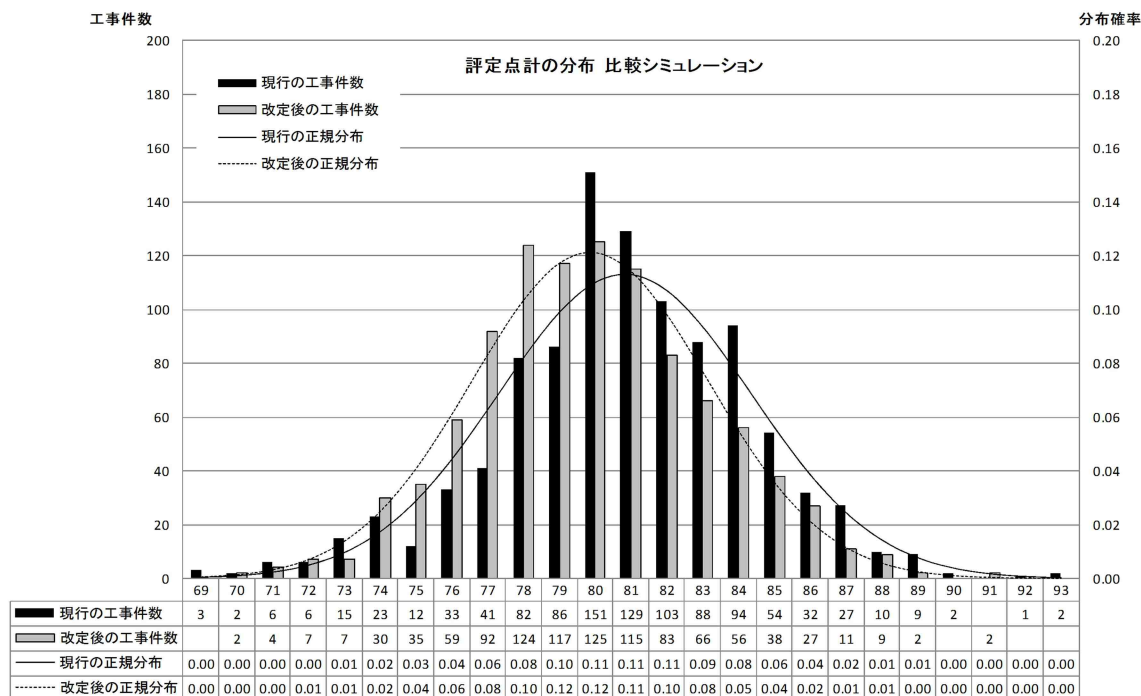
同じ工事を、「スロープ状配点」で試算したところ、

工事数の頻度分布(灰色棒)は、80点を中心に、ほぼ左右対称となり、理論上の正規分布(点線)に沿うという結果が得られました。

平均点はあまり変動せず、凸凹が少ない穏やかな分布に近づくと考えられます。

資料2-4 評価点計の分布のシミュレーション

区分	平均	標準偏差
現行	80.8	3.5
改定	79.9	3.3



平成28年度に完成した土木一式工事(災害復旧工事を含む1,011工事)

5 休日の確保に対する評価

働き方改革の趣旨をふまえ、休日確保の取組みを評価する項目を新設します。

全ての工事を対象に、休日の確保の実現率に応じて、次表のとおり加点します。

発注者に事前に申告する必要はありませんし、実現率が0でも減点はありません。

平成30年2月1日以降に検査を行う工事から適用しますので、現在施工中の工事も対象となります。

休日の確保		n	加算点
			$4点 \times n / 12 \times 0.4$
4週4休		1	0.1
週休2日の 実現率	30%	2	0.3
	50%	3	0.4
	80%	4	0.5
	100%	5	0.7

$$\text{週休2日の実現率} = \frac{\text{休業日が2日以上あった実働期間内の週の数}}{\text{実働期間内の週の数}}$$

(5-1) 定義

(5-1-1) 実働期間内の週の数

実働期間内の週とは、実働期間において、日曜日から始まって土曜日で終わる週をいいます。ただし、7日に満たない週を除きます。

週の数	日	月	火	水	木	金	土
					工期始		
		工事着手					
1			現場着手				
2				中断			
3							
4							
5							
6							
			工期終			完成届出	

(5-1-2) 工事着手日と現場着手日

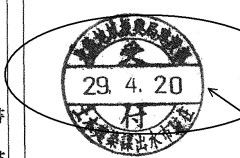
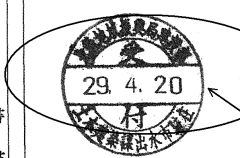
工事着手日とは、一般には、現場事務所等の設置または測量を開始した日です。

現場着手日とは、受注者が、実質の現場作業に着手した日をいいます。

(5-1-3) 完成届出日

工事着手日とは、一般には、現場事務所等の設置または測量を開始した日です。

第7号様式（第46条関係）
その1（工事用）

検査調書		①完成日
工事完成通知書 出来形部分等 確認申請書 検査下命書 検査調書	主務課(事務所)名 	※ 下記工事について、平成29年4月20日完成したので、通知します。 (現在の出来形部分等について確認くださるようお願いいたします。) 平成29年4月20日 請負者 住所 契約担当者 商号 鹿児島県知事 三反園 訓 殿 職・氏名
	29.4.20 	②完成届出日
	③完成の通知を受けた日	

検査調書には、3つの日付があります。

1つ目は、検査調書の本文にある「何月何日に完成したので、通知します」の日付。これが「完成日」で、受注者が工事が完成したと認識した日です。

2つ目は、その左下にある日付が「完成届出日」で、受注者が、工事が完成した旨の通知を発信した日です。

3つ目は、その左の受付印の日付が「完成の通知を受けた日」で、発注者が、受信した日です。

(5-2) 評定の手続き

(5-2-1) 工事打合簿に基づいた評定

受注者は、第3条に規定する実績がある場合は、工事打合簿により、評定に必要な事項を報告することができます。

この報告があった場合は、評定者は、別に定める考査項目別運用表により評定を行います。

評定者は、報告された内容につき、確認すべき事項があると判断したときは、受注者に対して、出面表その他必要な帳簿の閲覧を請求することができます。

評定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該評定を行いません。

- 一 受注者が、前項の規定による請求を拒んだとき。
- 二 受注者が、故意又は重大な過失により、事実と異なる内容を報告したとき。

資料3-3_働き方改革_休日の確保（週休2日）の確認方法 工事打合簿による例

工 事 打 合 簿

発 議 者	○ 発注者 ● 請負者	発 議 年 月 日	平 成 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input checked="" type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工 事 名			請 負 者 名
<p>(内 容)</p> <p>①休日の確保（4週4休）の実績については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実働期間内の週の数：○週（○年○月○日から○年○月○日） ・ 休業日の数：△日 ・ 4週4休の確認：○≦△ ・ 基礎資料：出面表（請求があれば提示します） <p>②休日の確保（週休2日）の実績については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実働期間内の週の数：○週（○年○月○日から○年○月○日） ・ 休業日が2日以上あった実働期間内の週の数：△週 ・ 週休2日の実現率＝△/○＝□% ・ 基礎資料：出面表（請求があれば提示します） <p style="color: red; font-weight: bold;">※ ①又は②の実績がない場合は、報告しなくてもよい。</p>			

(5-2-2) 週休2日の取組みに対する評定

$$\text{週休2日の実現率} = \frac{\text{休業日が2日以上あった実働期間内の週の数}}{\text{実働期間内の週の数}}$$

(5-2-3) 4週4休の取組みに対する評価

実働期間内の週の数 ≦ 実働期間内の週における休業日の数

(5-2-4) 工事成績評定上の週休2日

資料3-2 工事成績評定上の週休2日の早見表

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	ケース	判定	理由
休						休	1	○	原則的な週休2日
		休			休		2	○	休業日の曜日は問わない。
休			祝日				3	×	月曜から金曜までの祝日・休日は休業日に算入しない。1日足りない。
休			祝日			休	4	○	月曜から金曜までの祝日・休日を含めずに休業日が2日ある。
休						祝日	5	○	土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
祝日	振替休日						6	×	振替休日は国民の祝日に関する法律の「休日」なので算入しない。1日足りない。
祝日	振替休日					休	7	○	土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
12/28	12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3	8	○	年末年始のうち、土曜日又は日曜日に休業した場合は、休業日に算入することができる。
12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3	休	9	○	
12/29	12/30	12/31	元日	1/2	1/3		10	×	1日足りない。
12/30	12/31	元日	1/2	1/3	休		11	○	
12/31	元日	1/2	1/3			休	12	○	
1/3	休						13	○	
1/3						休	14	○	

- 休 休業日
- 祝日 国民の祝日に関する法律の「祝日」
- 振替休日 いわゆる振替休日。国民の祝日に関する法律に規定する「休日」
- いわゆる年末年始。12月29日から1月3日

(5-2-5) 土木総合システムへの入力

休日の確保は、監督員が評定する「工程管理」の1つなので、他の考査項目と同時に入力します。

資料3-1 休日の確保(週休2日)に対する評価方法
監督員が評価する「工程管理」

No	該当	現行		改正		
		評価対象項目	加	減	評価対象項目	加
1	○	「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。	1		同左	1
2		工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表を作成している。	1		〃	1
3	○	実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。	1		〃	1
4	○	現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	1		〃	1
5	○	時間制限、片側交互通行、作業船運航等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。	1		〃	1
6		工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。	1		〃	1
7		適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。	1		〃	1
8		休日の確保を行っている。	1		①実働期間で、4週4休を実現した。	1
9		計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。	1		②実働期間の3割以上～半分未満の期間で、週休2日を実現した。	2
10		気象海象予測情報を入力し、作業実施日の判断をしている。	1		③実働期間の半分以上～8割未満の期間で、週休2日を実現した。	3
11		主作業時には、短時間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われている(ケーソン据付、コンクリート打設、回航など)。	1		④実働期間の8割以上の期間で、週休2日を実現した。	4
12		航路や漁業区域に隣接し、船舶の入出港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。	1		⑤実働期間の全部の期間で、週休2日を実現した。	5

【休日の確保に関する評価対象項目】

4週4休以上の実績があるときは、①から⑤のいずれか1つを選択する。

【参考】休日の確保による加算点の例

休日の確保	n	加算点
4週4休	1	$\frac{4点 \times n}{12 \times 0.4}$
	1	0.1
週休2日の	2	0.3
30%	3	0.4
50%	4	0.5
80%	5	0.7
100%	5	0.7

スロープ状配点による計算の例

評価者が、工程管理に関する評価対象項目について、4つが該当すると判断し、休日の確保に関する評価対象項目については③と認めた場合

$$\frac{\text{達成項目数}}{\text{評価対象項目数}} = \frac{4+3}{12} = 58\% \quad \text{達成率}$$

$$\text{達成率} \times 4\text{点} = 58\% \times 4\text{点} = 2.3 \quad \text{満点}$$

$$\text{週休2日の実現率} = \frac{\text{休業日が2日以上あった実働期間内の週の数}}{\text{実働期間内の週の数}}$$

【工事成績評定上の週休2日の定義】

※1 実働期間とは、現場着手日から完成届出日までの期間をいう。ただし、受注者の責めに帰さない事由で施工できなかった期間は除く。

※2 7日に満たない週は、実働期間内の週の数に算入しない。

※3 休業日とは現場を閉所した日をいう。ただし閉所できない現場の場合、その週の工事関係者全員の出勤(でつら)が5日以下のときは、その週を「休業日が2日以上あった週」とみなして、準用する。

※4 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」及び「休日」並びに12月29日から1月3日までの日は休業日には算入しない。ただしこの日が土曜日又は日曜日、かつ休業した場合は算入することができる。

(5-2-6) 現場を閉所しない場合の扱い…1/2 閉所できるが、閉所しない週

閉所できるが、閉所しないで作業を行った週は、その週の祝日、休日及び年末年始を休業した上で、その週の工事関係者全員の出面(でづら)が、出面の上限以下のときは、その週を休業日が2日以上あった週とみなす。

工事関係者とは、受注者の現場従事職員のほか、受注者の指揮監督の下で当該工事の作業に従事する者をいう。ただし、二次以降の下請負契約によって当該工事の作業に従事する者及び物品又は役務の提供のために工事現場に入場する者を除く。

つまり、出面管理を行う対象者は、元請と1次下請の者に限ります。

出面の上限とは、5から、月曜日から金曜日までの間にある祝日、休日及び年末年始の日数を控除した数をいう。

資料3-5-1 出面表による週休2日の判定のみほん 1/2 …閉所しない場合 ①閉所できる現場であるが、閉所せずに施工を行う場合

ケース	氏名	区分	休業した日							出面の上限	実際の出面	判定
			1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土			
ケース1-1 一般的な週の場合	A 元請会社			1	1	1	1	1	1	5	5	○
出面の上限は7-2=5日。 各人の実際の出面がこれ以下であればよい。 曜日、理由を問わない。以下同じ。	B 1次下請			1	1	1	1	1	1		5	○
	C 1次下請		1	1	1		1	1			5	○
ケース1-2 月曜日から金曜日に祝日がある場合	A 元請会社		8日	9月	10火	11祝	12木	13金	14土	4	4	○
出面の上限は7-3=4日。 各人の実際の出面がこれ以下で、かつ祝日を休めばよい。 Dは、11日の祝日に休んでいないので×。	B 1次下請			1			1	1	1		4	○
	C 1次下請		1	1	1		1				4	○
	D 1次下請			1	1	1	1				4	×
ケース1-3 日曜日に祝日がある場合	A 元請会社		15祝	16休	17火	18水	19木	20金	21土	4	4	○
出面の上限は7-3=4日。 各人の実際の出面がこれ以下で、かつ祝日・休日を休めばよい。 Dは、16日の休日に休んでいないので×。	B 1次下請					1	1	1	1		4	○
	C 1次下請				1	1	1		1		4	○
	D 1次下請			1	1	1	1				4	×
ケース1-4 土曜日に祝日がある場合	A 元請会社		22日	23月	24火	25水	26木	27金	28祝	5	5	○
出面の上限は7-2=5日。 各人の実際の出面がこれ以下で、かつ祝日を休めばよい。 Dは、28日の祝日に休んでいないので×。	B 1次下請			1	1	1	1	1			5	○
	C 1次下請		1	1		1	1	1			5	○
	D 1次下請			1	1		1	1	1		5	×

2次以降の下請会社や一人親方がいる場合の参考

ケース	氏名	区分	休業した日							出面の上限	実際の出面	判定
			1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土			
ケース2-1 一般的な週の場合	A 監理技術者等			1	1	1	1	1	1	5	5	○
出面の上限は7-2=5日。 各人の実際の出面がこれ以下であればよい。 曜日、理由を問わない。	B 監理技術者等			1					1		2	○
2次以降の下請会社や一人親方は、出面管理の対象外なので、土曜日・日曜日でも入場して作業することができる。 このケースでは、Bが土曜日・日曜日に臨場している。	C 1次下請		1	1	1	1	1	1			5	○
	D 2次下請		入	入	入	入	入	入	入	不問		
	E 3次下請		入	入	入	入	入	入	入			
	F 一人親方		入	入	入	入	入	入	入			
ケース2-2 監理技術者等が臨場していない場合	A 監理技術者等		8日	9月	10火	11祝	12木	13金	14土	4	4	○
出面の上限は7-3=4日。 各人の実際の出面がこれ以下で、かつ祝日を休めばよい。	B 監理技術者等			1				1	1		2	○
	C 1次下請		1	1	1		1	1			4	○
監理技術者等が臨場していない日(11日)は、安全管理上、2次以降の下請会社や一人親方のみでは、入場すべきでない。	D 2次下請		入	入	入		入	入	入	不問		
	E 3次下請		入	入	入		入	入	入			
	F 一人親方		入	入	入		入	入	入			

(5-2-7) 現場を閉所しない場合の扱い…2/2 昼夜連続施工（トンネルなど）を行う週

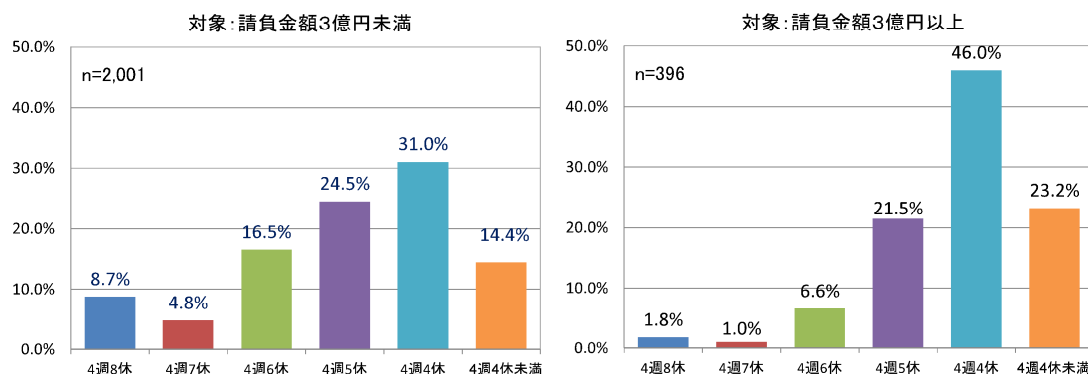
昼夜連続施工を行うために閉所できなかった週は、その週の工事関係者全員の出面が、出面の上限以下のときは、第2条第10号の規定にかかわらず、その週を休業日が2日以上あった週とみなす。

資料3-5-2 出面表による週休2日の判定のみほん 2/2 …閉所しない場合 ②連続施工する場合(トンネル工事など)

ケース	氏名	区分	休業した日							出面の上限	実際の出面	判定		
			1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土					
ケース3-1 一般的な週の場合 出面の上限は7-2=5日。 実際の出面がこれ以下であればよい。 曜日、理由を問わない。以下同じ。	A	元請会社	1	1	1	1	1	1		5	5	○		
	B	元請会社		1	1	1	1	1			5	○		
	C	元請会社			1	1	1	1	1		5	○		
	D	1次下請	1				1	1	1		1	5	○	
	E	1次下請	1	1					1		1	1	5	○
	F	1次下請	1	1	1						1	1	5	○
ケース3-2 月曜日から金曜日に祝日がある場合 出面の上限は7-3=4日。 実際の出面がこれ以下であればよい。 閉所できないため、祝日に休む必要はない。	A	元請会社	8日	9月	10火	11祝	12木	13金	14土	4	4	○		
	B	元請会社		1	1	1	1				4	○		
	C	元請会社			1	1	1	1			4	○		
	D	1次下請					1	1	1		1	4	○	
	E	1次下請	1						1		1	1	4	○
	F	1次下請	1	1					1		1	4	○	
ケース3-3 日曜日に祝日がある場合 ケース3-2と同じ	A	元請会社	15祝	16休	17火	18水	19木	20金	21土	4	4	○		
	B	元請会社		1	1	1	1				4	○		
	C	元請会社			1	1	1	1			4	○		
	D	1次下請					1	1	1		1	4	○	
	E	1次下請	1						1		1	1	4	○
	F	1次下請	1	1					1		1	4	○	
ケース3-4 土曜日に祝日がある場合 ケース3-1と同じ	A	元請会社	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28祝	5	5	○		
	B	元請会社		1	1	1	1	1	1		5	○		
	C	元請会社			1	1	1	1	1		5	○		
	D	1次下請	1				1	1	1		1	5	○	
	E	1次下請	1	1					1		1	1	5	○
	F	1次下請	1	1	1				1		1	5	○	

(5-2-8) 【参考】 国土交通省の直轄工事の実態

現場の休日取得状況 (H25、26年度竣工工事)



出典: 国土交通省HP

6 移行の手続き

(6-1) 適用日

改定された考査項目別運用表は、2月1日以降に検査(中間検査を含む)を行う工事から、適用されます。

評定システムは、検査日で判定して、新旧の計算を使い分けます。

1月中に検査を行った工事について、入力を2月にしても、旧規定が適用されます。

2月に検査を行った工事は、当然に、新規定が適用されます。

(6-2) これから完成する工事の扱い

建設工事請負契約書

(検査及び引渡し) 第31条

受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、やむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得て、21日以内に検査を完了することができる。

これは、発注者が完成検査をずるずると引き延ばしすることを禁止するために、発注者に課した規定であって、受注者に検査を義務づけたものではありません。

受注者は、担当者と協議して、完成検査日を決めることができます。

(6-3) 日付の区分

契約書では、「通知を受けた日から」となっていますから、検査を完了すべき期限は、受付印の日付を起算日として、その翌日から数えます。

契約工期が1月15日の工事の場合に、完成日を1月15日、完成届出日を1月31日としても構いません。そうすると、確実に新規定による評定を受けられます。

(6-4) 発注者の手続き

(6-5) 入力方法

入力画面は特に変わりませんが、入力方法が、少し変わります。

これまでは○、×、－(対象外の横バー、NNシステムの場合はグレー表示)を選択していました。スロープ状配点に変わっている考査項目では、○だけを選択すればよいこととなります。

仮に×や－を選択しても影響はありません。システムは○の数だけをカウントします。

(6-6) 例外

スロープ状配点に変わっていない工種も残っています。

種類の異なる小工種で構成される複合工種、例えば「メタル橋」「砂防」「法面」「舗装」「港湾」などです。

これらの入力方法は従来どおりです。慣れるまでは、不自由をおかけしますが、よろしくお願ひします。

7 その他の改善

(7-1) 多工種の工事に対する評価方法の改善

土木部の現行の評価システムでは、多工種の工事の場合、評価すべき工種を評価者が任意に2つまで選択できるようになっていました。

もし、主たる工種と従たる工種の評価が異なった場合、そのうち低い評価値を採用する仕組みになっていました。

工種の選択に人のバラツキがあると、その工事の主たる内容を評価しない可能性もあるので、改定後は、主たる工種1つで評価します。

(環境林務部及び農政部のシステムと同一になる)

(7-2) 端数処理の改善

現行の評価システムは、評定点合計(最終の評点)を四捨五入して整数に丸めることになっていましたが、改定後は小数1位に丸めます。

(スロープ状配点によって、ていねいに拾った点数を、最終の評点に反映させるため)

8 スケジュールと周知

改定案は、12月25日に関係機関に通知し、12月27日から県のホームページ及び新聞に掲載して、周知を図ります。

さらに、受注者及び発注担当者を対象とした説明会を開催するほか、県のホームページの質問コーナーに寄せられた質問・意見等を参考にして、必要であれば部分修正を行った上で、平成30年2月1日以降に検査を行った工事(中間検査を含む)から施行する予定です。

平成29年度

H29年12月27日	県ホームページ掲載，マスコミ広報
H30年1月15日	合同説明会(自治会館13:15～ 受・発注者を対象，参加自由)
H30年2月1日	運用開始(検査日が2月1日以降の工事から適用)
H30年2～3月	初期トラブルに対応するシステム改修

平成30年度

H30年4～10月	考査項目の分析
H30年12月	考査項目の内容の見直し